

交野市
窓口申請受付システム導入事業
企画提案競技実施要領

令和4年8月
交 野 市

交野市窓口申請受付システム導入事業企画提案競技実施要領

目次

1	目的	1
2	業務の概要	1
	(1) 業務の名称	1
	(2) 業務内容	1
	(3) 契約期間	1
	(4) 提案上限金額	1
3	業者選定方法	1
4	参加資格要件	1
5	スケジュール	2
6	参加表明書、誓約書の提出	2
	(1) 提出書類	2
	(2) 提出部数	3
	(3) 提出期限	3
	(4) 提出方法	3
7	質問受付及び回答	3
	(1) 提出書類	3
	(2) 提出期限	3
	(3) 提出先	3
	(4) 質問の回答	3
8	企画提案書等の提出	3
	(1) 提出書類及び様式	3
	(2) 提出期間	3
	(3) 提出場所	3
	(4) 提出方法	3
9	参加に関する留意事項	3
	(1) 実施要領等の承諾	3
	(2) 参加費用の負担	3
	(3) 使用言語および単位	4
	(4) 著作権	4
	(5) 提出書類の取扱い	4
	(6) 資料の取扱い	4
	(7) 参加の無効に関する事項	4

(8) 辞退手続き	4
10 候補者の選定	4
(1) 書類審査（1次審査）	4
(2) 選定委員会によるプレゼンテーション審査（2次審査）	4
(3) プレゼンテーション審査の方法	4
(4) 審査結果の通知	5
11 不採用の通知および説明に関する事項	5
12 契約の締結	5
13 その他資料	5
14 問合せ及び書類提出先	5
交野市窓口申請受付システム導入事業提案評価基準	6

1 目的

交野市市民課における行政手続きのデジタル化を推進するため、タブレット端末等を活用した窓口申請受付システムを導入し、さらにマイナンバーカードの利用促進を促すことにより、各種申請にかかる来庁者の滞在時間を短縮させるとともに、住民サービスの向上及び職員の業務の効率化を図ることを目的とする。

本業務は、受付窓口で使用するタブレット端末等のほか、QRコードリーダー及びICカードリーダー等を備えたシステムを選定することから、公募型プロポーザルによりシステム提供事業者を募集する。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 交野市窓口申請受付システム導入事業
- (2) 業務内容 現行の申請用紙を書く窓口での受付から窓口受付システムを導入し、書かない窓口受付システムを構築する
- (3) 契約期間 ①システム構築期間：契約の締結日から令和5年2月28日まで
②運用及び保守期間：令和5年3月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限金額

本業務に係る費用総額20,702千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、システム導入費用は11,726千円、システム運用保守に要する費用は8,976千円をそれぞれの上限金額とする。また、金額算出時の税率は10%とする。

なお、上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模(業務量)を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、上記提案上限金額を超えてはならない。

支払いは、システム導入業務に要する費用については、業務完了後(令和4年度中)に一括払いとし、運用及び保守費用については、運用期間中の令和5年4月1日からの3年間にわたる36回の月払いとする。

- ・システム導入業務に要する費用
 - ・物品調達業務に要する費用
 - ・システム構築業務に要する費用
 - ・導入試験業務に要する費用
 - ・操作研修業務に要する費用
 - ・その他導入に要する費用
 - ・システム運用(保守)業務に要する費用
- } 11,726千円
- 8,976千円

3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用または入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 過去に自治体等において、窓口申請受付システム導入事業の受託実績があること。
- (7) 以下に掲げる公的資格のいずれかを有すること。
 - ① I S M S 適合性評価制度認定（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
 - ② プライバシーマーク付与認定（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
- (8) 大阪府内に本社または事業所を有していること。

5 スケジュール

実施内容	実施日（提出期限）
公募開始	令和4年8月 1日（月）
参加表明書提出 質問書提出	令和4年8月12日（金） 午後5時00分まで
質問への回答	令和4年8月17日（水）
提案書等提出 辞退届提出	令和4年8月19日（金） 午後5時00分まで
書類審査に基づく審査結果通知	令和4年8月24日（水）
プレゼンテーション	令和4年8月29日（月）
審査結果通知	令和4年9月 2日（金）
優先交渉権者との契約打合せ開始	令和4年9月 5日（月）から

6 参加表明書、誓約書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 「参加表明書（様式1）」
- ② 「機密保持に関する覚書（様式2）」
- ③ 「暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）」

※交野市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類も提出すること。

（参加申込日の1か月以内に証明されたもの。写しの提出可）

- i 登記事項証明書
- ii 直近の決算報告書
- ④ 資格証の写し

- i I SMS適合性評価制度認定（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
 - ii プライバシーマーク付与認定（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和4年8月1日（月）から8月12日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出方法 持参、郵送のいずれか（郵送の場合は、提出期限必着とする）

7 質問受付及び回答

参加表明にあたり不明な点がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 「質問書（様式4）」1部
- (2) 提出期限 令和4年8月1日（月）から8月12日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先 「14 問合せ及び書類提出先」のE-mailアドレス宛に送付すること。
メールの題名先頭に【質問・会社名】を必ず付記すること。

(4) 質問の回答

令和4年8月17日（水）午後3時を目途に、参加表明書および誓約書を提出した者全員に、質問者名を伏して電子メールにより回答する。

※電子メールによる質問のみ受け付ける。なお、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切責任を負わない。

8 企画提案書等の提出

参加表明書（様式1）を提出した者は、次に掲げる提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び様式

①企画提案書 正本1部 副本8部

②見積シート（様式5）8部

※本見積シートが参加事業者の正式見積書であることを証する書面（社印押印済のもの）を1部提出すること。

※その他、【別添資料2】「提出書類作成要領」によること

③「業務実績調書（様式6）」

④上記提案書類等を収録したCD-R 正副1枚（計2枚）

- (2) 提出期間 令和4年8月1日（月）から8月19日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 「14 問合せ及び書類提出先」参照
- (4) 提出方法 持参または郵送（記録郵便に限る）

9 参加に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加表明書（様式1）、機密保持に関する覚書（様式2）及び暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）、の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加費用の負担

参加に関する必要な費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 使用言語および単位

参加に際して使用する言語は日本語とし、通貨単位は「円」とする。

(4) 著作権

参加事業者から実施要領等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案等については、情報公開の対象としない。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、その提出期限後は差し替えおよび再提出は認めないものとし、事業者選定後は、返却しない。提出された企画提案書等については、情報公開の対象としない。

(6) 資料の取扱い

本市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この見当の範囲内であっても市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。

(7) 参加の無効に関する事項

参加事業者が次のいずれかに該当した場合、参加は無効とする。

①提出期限までに書類が提出されなかった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③一つの参加事業者が複数の提案を行った場合

④審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤著しく信義に反する行為があった場合

⑥参加表明書の提出から契約事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡り手形または不渡小切手を出した場合

(8) 辞退手続き

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式7）」を、8月19日（金）午後5時までに「14 問合せ及び書類提出先」へ提出すること。また、本市より提供された資料の一切を返却すること。参加辞退届の提出により、今後不利益となることはない。

10 候補者の選定

(1) 書類審査（1次審査）

書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。

(2) 選定委員会によるプレゼンテーション審査（2次審査）

1次審査に合格した参加事業者によるプレゼンテーション審査により、優先交渉権者を選定する。

(3) プレゼンテーション審査の方法

①プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり30分（説明20分、質疑10分）を予定している。（準備・片付け時間は含まない）

※ 20分を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了すること。

※ 拡大用紙、パネル、プロジェクタを利用して説明することも可能とする。この場

合も、提案者が特定できるもの（企業名、社章等）を一切記載しないこと。なお、コンセントについては本市側で用意するが、その他の機材等を使用する場合は、すべて事業者側で準備すること。

※ 実機を用いたデモンストレーション等を実施することも可能とする。

※ プレゼンテーションは、本事業の構築・運用・保守に参画するプロジェクトメンバー（プロジェクトマネージャーやプロジェクトリーダー等、営業やS E等の職種は問わない）が行うものとする。

質問に対する回答は、事業者の同席者全員が回答する権利を有するものとする。

②選定委員会は非公開とする。

（４）審査結果の通知

結果については、すべての提案者に書面により通知する。なお、1次審査については書面通知とし、2次審査については書面通知のほか、交野市ホームページに掲載する。また、優先交渉権者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

1 1 不採用の通知および説明に関する事項

提案が採用されなかった事業者に対し、採用しなかった旨および採用しなかった理由を書面により通知する。また、不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（本市の休日を含めない。）以内に、書面により不採用理由についての説明を求めることができる。

1 2 契約の締結

交野市窓口受付システム導入事業に係る契約候補者と協議の上、契約書を取り交わし、契約を締結する。なお、契約には本市所定の契約書を用いることとする。

1 3 その他資料

下記の資料については、参加表明書（様式1）、機密保持に関する覚書（様式2）、暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）、および資格証の写しの提出があった者に別途提供する。

【別添資料1】調達仕様書

【別添資料2】提出書類作成要領

1 4 問合せ及び書類提出先

交野市市民部市民課

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号

TEL：072-892-0121

E-mail：simin@city.katano.osaka.jp

交野市窓口申請受付システム導入事業提案評価基準

評価項目	評価の主な視点	配点
提案書記載事項		130
1 導入		
(1) 導入	契約から運用開始までのスケジュール、事務分担等が適切か	10
2 提案システム		
(1) システム概要	求める機能を有しているか 操作性は適当と認められるか	20
(2) セキュリティ対策	セキュリティ対策は適切か	20
(3) 拡張性	サーバ拡張やシステムバージョンアップに対応しているか	10
3 サポート体制		
(1) 常時対応	ヘルプデスク等の対応が準備されているか	10
(2) 障害時対応	システムの不具合等に対応できる体制が適切か	10
4 その他事項		
(1) 市民負担の軽減	市民の負担を軽減する提案があるか	20
(2) 職員負担の軽減	職員の負担を軽減する提案があるか	20
(3) 追加提案	求める機能以外の優れた提案があるか	10
提案見積書	費用対効果の観点から優れたものであるか	50
業務実績	組織の体制は適切であり、業務実績は優れたものであるか	20
合 計 点		200

※プレゼンテーション審査（2次審査）における配点表は、参加表明書（様式1）、機密保持に関する覚書（様式2）、暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）、および資格証の写しの提出があった者に別途提供する。